仙台市優良建築物緑化認定制度「SENDAI GREEN BRAND」実施要綱

（令和５年３月30日建設局長決裁）

　（目的）

第１条　この要綱は、杜の都にふさわしい都市環境の形成に向けて、みどりが持つ様々な機能を発揮す

　る質の高い緑化を推進するため、優良な建築物緑化を認定することにより、市民及び事業者の都市緑

　化に対する意識の高揚を図ることを目的とする。

　（対象）

第２条　認定の対象となる緑化は、市内の建築敷地内に設置又は計画されているものとする。

２　認定を受けることができる者は、当該建築行為又は緑化事業の事業者及び建築物の所有者（以下

　「申請者」という。）とする。

　（基準）

第３条　認定の基準は、「建築物等緑化の質に関する評価基準」（令和4年10月31日建設局長決裁）に

　基づく点数により、次表の区分に応じるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 点数 | 認定区分 |
| 80点以上100点未満 | SENDAI GREEN BRAND　一ツ星 |
| 100点以上120点未満 | SENDAI GREEN BRAND　二ツ星 |
| 120点以上 | SENDAI GREEN BRAND　三ツ星 |

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、それぞれ基準となる点数を10点緩和する

　ものとする。

（1）敷地面積が1,000㎡未満

（2）建築物が戸建住宅

　（認定方法）

第４条　認定を希望する申請者は、市長に対して、優良建築物緑化認定申請書（様式第１号）に必要な

　書類を添付して提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容について書類の審査及び現地確

　認を行い、基準に適合する場合には認定を行い、優良建築物緑化認定書（様式第２号）により申請者

　に通知するとともに、別表に掲げる認定ラベルを電子データにより交付する。

３　市長は、第１項の規定による申請書の提出があった時点で、未施工である場合には、申請内容につ

　いて書類の審査を行い、基準に適合する場合には、優良建築物緑化計画適合通知書（様式第３

　号）により申請者に通知するものとする。なお、施工完了後には前項の規定により認定を行う。

４　市長は、前２項の規定による審査の結果、基準に適合しないと判断した場合は、優良建築物緑化不

　適合通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

５　市長は、第１項及び第２項の規定にかかわらず、認定を行うことがふさわしくないと認められる事由があったときは、認定をしないことができる。

６　申請者は、第３項の規定による通知を受けた場合において、緑施工完了までの間に計画を変更し

　ようとする場合は、市長に対して優良建築物緑化計画変更申請書（様式第５号）に必要な書類を添付

　して提出するものとする。

７　市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容について書類の審査を行い、必

　要に応じて第３項又は第４項の規定により、その結果を申請者に通知するものとする。

　（取下げ）

第５条　申請者は、前条第１項の規定による申請を行った後、前条第２項の規定による通知があるまで

　の間は、優良建築物緑化申請取下書（様式第６号）により当該申請を取り下げることができる。

　（普及啓発等）

第６条　第４条第２項の規定による認定を受けた者は、優良建築物緑化の普及啓発のため、積極的な周知、広報等に努めるものとする。

２　市長は、第４条第２項の規定による認定を行った事業地の緑化を撮影した写真を、優良建築物緑化の普及啓発に必要な限度において市民に公開することができる。

　（取消し）

第７条　市長は、第４条第２項の規定による認定を行った事業地の緑化が、枯損又は改変された結果、認定の基準に達していないと認めた場合は、同項による認定を取り消すことができる。

２　前項の取消しは、優良建築物緑化認定取消通知書（様式第７号）により行うものとする。

（雑則）

第８条　この要綱の実施に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から実施する。